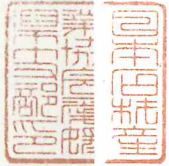


災害時の応急対策業務に関する協定書



東 温 市

一般社団法人 日本石材産業協会 愛媛県支部



一般社団法人 日本石材産業協会

災害時の応急対策業務に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合に復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の移設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東温市で災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙及び丙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）緊急輸送道路をはじめとする道路、河川、学校、その他甲が管理する施設の災害復旧活動等に支障を及ぼす「墓石」や「公共価値を有する石碑・モニュメント」等の石材構造物の撤去・移設
- （2）業務の実施に必要な資材などの確保
- （3）被害情報等の収集及び報告
- （4）その他甲が必要と認めるもの

（業務の要請）

第3条 甲は、必要に応じて、乙に対して業務を要請することができる。

- 2 乙は、甲から業務の要請があった場合、地域貢献の観点から、丙が作成した「災害対策マニュアル」に基づき、最優先で業務を実施するものとする。
- 3 乙は、業務の実施に必要な人員等が不足すると判断した場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請することができる。
- 4 丙は、乙から応援要請があった場合、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、業務を必要とする場合、乙に対し、原則として「災害時の応急対策業務要請書」（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

- 2 乙は、応援を要請する場合、丙に対し、原則として「災害時の応急対策業務応援要請書」（第2号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、業務の実施に当たり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかにその内容を「応急対策業務（応援）報告書」（第3号様式）により甲へ報告するものとする。

- 2 丙は、業務の実施に当たり、適宜その進捗状況について甲及び乙に報告するとともに、業務を完了した後、速やかにその内容を「応急対策業務（応援）報告書」（第3号様式）により甲及び乙へ報告するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を

定めるとともに、異動などがあった場合は、他の連絡責任者に対して、速やかにその情報を提供するものとする。

(費用負担)

第7条 乙及び丙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、業務の要請直前の当該地域での適正価格を基準とし、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(第三者等に対する損害賠償)

第8条 乙及び丙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙及び丙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙丙協議の上、その賠償を行うものとする。

(災害補償)

第9条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙及び丙の責任により行うものとし、甲はその責を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年11月15日

甲 愛媛県東温市見奈良530番地1
東温市長 加藤 章



乙 愛媛県西条市氷見乙785番地
一般社団法人 日本石材産業協会愛媛県支部
支部長 眞鍋朋治



丙 東京都千代田区神田多町2丁目9番地 日計ビル2階
一般社団法人 日本石材産業協会
会長 森田浩介



(第1号様式)

年 月 日

(宛先)

東温市長

災害時の応急対策業務要請書

災害時の応急対策業務に関する協定書第4条第1項により、次のとおり応急対策業務を要請します。

口頭、電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請場所	
要請内容	
その他必要な事項	

担当者欄	課 (担当者) 氏名
------	----------------------

(第2号様式)

年 月 日

(宛先)

(要請者)
名称
代表者氏名

災害時の応急対策業務応援要請書

災害時の応急対策業務に関する協定書第4条第2項により、次のとおり応急対策業務の応援を要請します。

口頭、電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請場所	
要請内容	
その他必要な事項	

担当者欄	(担当者) 氏名
------	-------------

(第3号様式)

年 月 日

(宛先)

(報告者)

名称

代表者氏名

印

応急対策業務（応援）報告書

年 月 日付け、災害時の応急対策業務（応援）要請書による、次の応急対策業務（応援）の完了を報告致します。

活動期間	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
要請場所	
活動内容（概要）	
連絡責任者 （会社・氏名・電話番号）	
その他必要な事項	

連絡責任者届

【東温市】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【一般社団法人 日本石材産業協会】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【一般社団法人 日本石材産業協会 愛媛県支部】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

